

### 該当職場での 具体的対応は？

中部地整当局は、今年度人事を発令する際に、『六〇を越える空ポストができる』ことを明らかにしていました。東海建設支部調べでは、左表のとおり、五七もの空ポストが判明しており、各事務所・出張所では、円滑な事業執行や国民の安全・安心に寄与する防災体制への懸念が多く出されています。

八鍬局長は、春闘期間交で、『事務所や出張所にはご迷惑をかけていて心苦しい。あらゆる手段を考えてい』も積極的に努力してまいりました。

空ポストとなった職場では、事務所係長等への併任辞令で対応しているところや「今後の業務発注を受け、対策を検討している事務所がある模様ですが、全体として職員に無理を強いていることに変わりはありません。

また、『今年度定年退職者は六〇名になる。空ポストは解消されるのか』との指摘に、地整当局は『係長昇任該当職員が少ないこと

に変わりない。来年度は（空ポストが）今年よりも増える』ことを明言しています。

ここ数年、空ポストが廃止ポストになり、スクラップされている実情から、『出張所の廃止』が現実のものとなった。との意見も出されています。

国民の安全・安心を守り、自治体等の社会資本ストックの総点検に対応できる組織・職場とするため、早急に空ポストの解消と補充を求め、業務執行体制の確保が重要となります。

「空ポストは60を超える」

# 職場実態を事務所当局へ

## 15年四月期 空ポスト実態調査

現所属	役職名
【出張所係長】の空ポスト	
沼津(湯ヶ島)	技術係長
沼津(富士海岸)	事務係長
富士(富士宮)	事務係長
富士(富士宮)	技術係長
静河(蒲原海岸)	事務係長
静河(駿河海岸)	技術係長
静国(静岡国道)	事務係長
静国(静岡国道)	技術係長
静国(静岡国道)	管理第二係長
浜松(横山)	管理第二係長
浜松(磐田)	事務係長
浜松(磐田)	技術係長
浜松(浜松維持)	管理第一係長
浜松(浜松国道)	機械係長
名四(豊田)	事務係長
庄内川(庄内第二)	管理第二係長
庄内川(土岐川)	管理第一係長
三重(櫛田川)	管理第二係長
三重(雲出川)	管理第一係長
三重(鈴鹿国道)	技術係長
北勢(上野維持)	管理第二係長
紀勢(大台維持)	管理第二係長
紀勢(熊野尾鷲)	事務係長
紀勢(熊野尾鷲)	技術係長
木曾上(揖斐第一)	管理第二係長
木曾上(根尾川)	管理第一係長
多治見(上松)	事務係長
多治見(妻木)	技術係長
越美(揖斐川)	技術係長
高山(神岡維持)	管理第二係長
岐阜国(東海環状)	事務係長
岐阜国(岐阜維持)	管理第二係長
天竜上(小波川)	技術係長
天竜上(遠山砂防)	事務係長
飯田(飯田維持)	管理第二係長
飯田(木曾維持)	管理第四係長

現所属	役職名
【事務所係長】の空ポスト	
富士(用地)	用地第二係長
浜松(開発工務)	開発工務係長
浜松(品質確保)	技術審査第二係長
豊橋(総務)	職員係長
設楽(用地第二)	用地第二係長
設楽(工務)	設計係長
木曾下(調査)	地域連携係長
三重(用地第二)	用地第三係長
三重(品質確保)	技術審査第三係長
紀勢(用地)	用地第三係長
蓮ダム	管理係長
新丸山(工事)	工事第二係長
丸山ダム	電気通信係長
岐阜国(管理第二)	機械係長
三峰総(調査)	調査係長
【専門員・専門調査員】の空ポスト	
浜松(道管第二)	専門員
道路部(交通対策)	専門員
木曾上(総務)	専門調査員
【本局係長】の空ポスト	
企画部(情報通信)	電気係長
道路管理	共同溝係長
【技術検査官】の空ポスト	
企画部	技術検査官

東海建設支部調べの【空ポスト】数は上記の57となっています。

地整当局は、『60を超える』と回答しており、まだ、数カ所の【空ポスト】がある模様です。

各分会で、今後の事業執行等の課題や問題点を指摘・追及して下さい。

# 取り締まり強化 違反者に講習

六月から改正道路交通法(道交法)が施工されました。自転車の危険運転の取り締まりが強化され、違反者に講習を受けさせる制度が出来ました。どういふことに気がついたらいいのか、少し紹介します。

## 三年以内に二回以上で安全運転講習義務化

今回の道交法の改正では、自転車の運転中に危険なルール違反を繰り返して摘発された人は、自転車の安全運転についての講習を受けなければなりません。違反者は赤切符を渡され、三年以内に二回以上摘発されたら、三時間の講習の手数料を五七〇〇円払って三カ月以内に受けます。受講しないと、五万円以下の罰金が科せられます。近年、自転車の事故件数は減っているものの、歩行

者が大けがをする重大事故はなくなりません。問題は、自転車の安全運転が徹底されていないからです。

## 一四項目の悪質運転 該当すれば摘発される

自転車の違反者には「指導警告票」というサッカーのイエローカードのようなものを渡しています。昨年一年間に全国で一七二万八〇〇〇枚にのぼり、これに對する検挙数はたったの八〇七〇件です。今回の改正は、一四項目の悪質運転・危険行為(左表

参照)を示し、それに該当する場合は摘発されます。

## 歩行者優先で安全運転を徹底

何をしたら摘発されるか?不安になるかも知れませんが、大事なことは歩行者優先で安全運転の義務を守ることです。

一言で言えば、安全確認をして、車道の左側通行を徹底することです。これは、自転車安全利用五則(右下参照)とほとんど同じです。

しかし、そのためには、道路の左端に自転車通行帯の設置など、必要な社会資本整備も求められることとなります。

最近では、自転車通行帯の設置が進められています

## やってはいけないこと

14項目の悪質運転・危険行為

- 信号無視
- 一時停止違反
- 歩行者専用道での歩行者優先・徐行に違反
- 歩道を通る時の通行方法違反
- 通行禁止違反
- 車道の右側通行は違反
- 路側帯の歩行者の妨げになる運転
- ブレーキがない、利かない自転車の運転
- 酒酔い運転
- 遮断機が下りた踏切への立ち入り
- 信号のない交差点で優先道路を通る車の妨害
- 交差点で右折する時に、直進、左折する車の進行妨害
- 信号機のない円形の環状交差点での安全進行義務違反
- 安全運転の義務違反(スマホ、イヤホンを使用している運転や傘差し、無灯火などで事故を起こした場合)

が、整備状況はまだまだ不十分な状況です。

## もしものために自転車保険も

最後に自転車に乗る人は、自転車保険への加入を検討するべきです。

自転車歩行者に衝突し、賠償金を請求された場合は、賠償金を請求されるケースが増えています。相手が高級車やバスなど車の場合も多額の損害賠償を求められることがあります。賠償金支払いで人生設計が破綻しないように、自転車保険への加入も検討するべきでしょう。事故はいつ起きるか分かりません。

## 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
4. 安全ルールを守る・飲酒運転・二人乗り・平身の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用